

入札説明書

令和7年3月3日千葉市公告第211号により公告した航空燃料（JETA-1）（単価契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

（1）件名及び数量

航空燃料（JETA-1）（単価契約）

予定数量 100,000リットル

（2）物品の仕様等

仕様書のとおり

（3）履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

（4）納入場所

千葉市緑区平川町1513-1 千葉市消防局警防部航空課

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（1）令和6・7年度千葉市物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日

施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

(3) 過去5年以内において、航空燃料(JETA-1)を受注し、履行した実績を有する者であること。

(4) 本市が提示する仕様書に従い、航空燃料(JETA-1)の納入を行える者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出しなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年3月10日(月)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。)

(2) 提出場所

千葉市緑区平川町1513-1

千葉市消防局警防部航空課管理担当

(3) 提出方法

持参もしくは郵送により提出すること。(持参による場合は日曜日、土曜日及び休日を除く9時00分から17時00分までとし、郵送による場合は期間最終日の消印有効とする。)

4 仕様書に関する質問について

(1) 受付期間

公告の日～令和7年3月10日(月)

(2) 質問方法

上記受付期間内に、「「航空燃料(JETA-1)(単価契約)」に対する質問回答書」により千葉市消防局警防部航空課(メールアドレスkoku.FPD@city.chiba.lg.jp)へメール送付すること。メール送付がない場合は、「質問事項無し」とみなします。

(3) 回答方法

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/an>

ken/buppin/index.html) の当事業の箇所に、令和 7 年 3 月 1 4 日 (金) から掲載する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 8 日 (火) 1 5 時 4 5 分

イ 場所

千葉市消防局 4 階会議室

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記 (1) の入札・開札の日時及び場所に参加して、入札書に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記 9 の契約事務担当課宛とし、入札日前日の 1 7 時 0 0 分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、総額 (消費税抜き) とすること。

予定数量 (1 0 0, 0 0 0 リットル) と航空燃料 (JETA-1) 1 リットル当たりの単価 (小数点第 1 位までとする) を乗じたものとし、一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金

要 (ただし、千葉市契約規則第 8 条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第 1 0 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第 1 6 条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う物は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は入札前に委任状を提出すること。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の集札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

- (5) 当該物品に係る令和7年度当初予算の議会の議決が得られないときは、契約手続きを中止する。

9 契約事務担当課

〒266-0004 千葉市緑区平川町1513-1

千葉市消防局警防部航空課

電話 043-292-9186